

自立支援医療（更生医療）の申請について

申請に必要なもの

- 1 自立支援医療（更生医療）支給認定申請書
- 2 更生医療意見書
- 3 身体障害者手帳の写し（同時申請の場合は、手帳診断書の写し）
- 4 受診者の加入医療保険のわかるもの
- 5 特定疾病療養受療証の写し（慢性腎不全等で交付されている人）
- 6 世帯全員が市町村民税非課税の場合、本人の収入（年金等）が確認できる書類
(1)年金の振込通知書
(2)通帳の写し（前年の1月1日～12月31日分）
※収入額の確認は新規または更新申請により認定される有効期限の開始月が
1月～6月の場合：前々年の1月1日～12月31日分
7月～12月の場合：前年の1月1日～12月31日分
※自立支援医療の「世帯」の範囲は、同一医療保険の方です
- 7 受診者本人及び同一保険加入者全員のマイナンバーが分かるもの
- 8 本人確認書類（免許証等）
※顔写真のない本人確認書類の場合は2種類

留意事項

- 1 対象者は、自立支援医療（更生医療）の対象となる部位についての身体障害者手帳を所持している18歳以上の一定所得未満の人です。
- 2 自立支援医療（更生医療）指定医療機関でなければ給付は受けられません。
- 3 申請時点ですでに治療が実施されている場合は、適用できません。
- 4 心臓機能障害・じん臓機能障害・肝臓機能障害・免疫機能障害については、身体障害者手帳の申請と自立支援医療（更生医療）の申請を同時に行うことができます。
- 5 兵庫県立身体障害者更生相談所の判定に基づいて、給付決定を行います。判定依頼に当たり、生育歴・職業歴、障害に関する既往歴等を伺います。

お問い合わせ

本庁地域福祉課	TEL 0791-64-3204
新宮総合支所地域振興課	TEL 0791-75-0253
揖保川総合支所地域振興課	TEL 0791-72-2523
御津総合支所地域振興課	TEL 079-322-1451